大阪府は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定により、以下の指定障害児通 所支援事業者に対する処分を行いましたので、お知らせします。

- 1 指定の一部効力 (新規利用者受入) の停止対象事業者
- (1) 法 人 名 社会福祉法人路交館
- (2) 代表 者理事長 山田 有信
- (3) 所 在 地 大阪府大阪市東淀川区東淡路二丁目7番5号
- 2 事業所名及び所在地
- (1) 事業所名 桜の園
- (2) 所 在 地 大阪府守口市八雲北町三丁目39番8号
- (3) サービス種別 放課後等デイサービス
- 3 処分年月日

令和元年 11 月 29 日

4 処分の内容

指定の一部効力(新規利用者受入)の停止 令和2年3月1日(日曜日)から3か月間 (当該事業所は、令和元年9月1日~令和2年2月29日まで休止中)

5 処分の理由

運営基準違反

当該事業者は、食事に支援が必要な児童への具体的な支援方法について、職員間で適正に引き継ぎを行える体制を整備しておらず、その結果として死亡事故を発生させたことは、児童福祉法第21条の5の24第1項第4号に該当するため。